

五常校区コミュニティ協議会会則

第1条 名 称

本会は、五常校区コミュニティ協議会（以下、本会という）と称する。

第2条 事務所

本会は、事務所を枚方市立五常小学校内に置く。

第3条 構 成

本会は、五常校区内の自治組織と専門組織（以下構成員という）を以て構成する。

第4条 目 的

本会は、地域自治の中核組織として構成員との連携を図り、地域住民と一緒にとなって、安心して暮らせる「明るく住みよい町づくり」を推進することを目的とする。

第5条 活 動

本会は、第4条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 構成員の拡充とその活動の活性化。
- (2) 構成員との連携強化と構成員相互間の連絡・調整の促進。
- (3) 防災、防犯、及び交通安全など対策の推進。
- (4) 地域の生活環境の整備と改善。
- (5) 福祉の向上と体育の増進、およびレクリエーション活動の推進。
- (6) 校区内住民の連帯・親睦の為の活動や行事の推進。
- (7) 校区内住民への情報伝達と広報活動。
- (8) 教育機関、行政及びその他関連機関との連絡調整と連携。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な活動。

第6条 会 議

本会の会議は下記の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 自治部会
- (4) 専門部会
- (5) 合同会議

2 会議は、全て会長が召集する。

第7条 総会

総会は、本会の最高議決機関として次の事項を審議し決定する。

- (1) 本会の活動方針
- (2) 役員の選出
- (3) 活動報告及び決算
- (4) 活動計画及び予算
- (5) 会則の改廃
- (6) その他会の運営に関する重要事項

2 総会は、構成員で構成する。

3 総会は、定時総会および臨時総会とする。

4 定時総会は、年1回開催する。

臨時総会は、構成員の3分の1以上の請求があったとき、または役員会において総会開催の議決があったときに、会長が召集する。

5 総会は、構成員の2分の1の出席（代理出席も可）をもって成立する。但し、止むを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

6 総会の議長は副会長が当たる。

7 会議における議決は出席者の過半数の賛成による。

賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第8条 役員

本会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名

事務局長 1名 会計 1名 書記 2名 幹事 若干名

会計監査 2名 顧問・相談役 若干名

2 役員（除く、顧問・相談役）は構成員及びその経験者の中から選出し、総会の承認を要する。

3 役員の一斉改選にあたっては、役員推薦委員会を設置し、同委員会が総会に役員候補者名簿を提出する。

4 顧問・相談役は、必要に応じ、会長が依頼する。

5 任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

任期中に欠員が生じた場合補充することができる。但し、後任の役員は前任者の残り期間を任期とする。

6 役員の任務

会長 本会を代表し、会務を統轄する。

副会長 特定の分野、或いは重要テーマを担当すると共に、会長に事故ある時はその職務を代行する。

事務局長	会長を補佐し、本会の事務を総括する。
書記	本会の記録の作成と構成員への広報を担当し、庶務業務も併せ行なう。
会計	本会の会計業務を担当する。
幹事	事務局長を補佐すると共に、会長が指定する特命事項を担当する。
会計監査	本会の会計を監査し、総会に報告する。 その他、具体的な事項は役員内規で定める。

第9条 顧問と相談役

本会に、顧問と相談役を置くことが出来る。

2 顧問と相談役は会長が起案し、役員会の承認を得る。

第10条 役員会

役員会は、会計監査及び顧問・相談役を除く第8条の役員をもって構成し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 活動計画の執行及び収支に関する事項
- (3) 運営上の重要事項に関する事項
- (4) 教育機関、行政及びその他関連機関との連絡・調整事項
- (5) 緊急課題に対する対応
- (6) その他、本会に関わる重要な事項

2 役員会は、会長が議長となる。

3 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

4 役員会の議決は、役員の過半数をもって決する。

但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 会長は、議題に関連する組織の責任者を役員会に招聘することが出来る。

第11条 自治部会

自治部会は、自治組織の責任者（自治会長、又は理事長）で構成し、複数の自治組織に関連する課題や校区共通で取り組むテーマについての連絡・調整と課題の解決、及び相互の情報交換を行なう場とする。

2 課題やテーマにより出席者を縮小、或いは限定することが出来る。

3 責任者が都合で参加できない場合は代理を出さねばならない。

第12条 専門部会

専門部会は、専門組織の責任者で構成し、専門組織に関連する課題についての連絡・調整と課題の解決、及び相互の情報交換を行なう場とする。

2 運営方法は自治部会に準じる。

第13条 合同会議

合同会議は、自治部会と専門部会の責任者全員で構成し、地域全体に関わる重要課題について、連絡・調整と課題解決を行なう場とする。

2 責任者が都合で参加できない場合は代理を出さねばならない。

第14条 本部組織

本会は、本部組織として下記の組織を編成することが出来る。

- (1) 検討委員会
- (2) 実行委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 事務局

第15条 検討委員会

検討委員会は、特定分野或いは特定テーマについて、校区全体の立場から取り組み方について企画・検討を行なうための組織である。

- 2 発足は役員会で決定し、複数の委員会の設立を妨げない。
- 3 検討結果は会長に対し提言の形で報告する。
- 4 委員長は原則として役員が担当する。
- 5 委員長の重複担当は妨げない。
- 6 委員は、委員長が推薦し、役員会の承認を得る。

第16条 実行委員会

実行委員会は、本会が主催（または共催・後援）する、交流・親睦のための行事を実行するための、プロジェクト組織である。

- 2 発足は役員会で決定し、複数の実行委員会の設立を妨げない。
- 3 委員長は役員、または会長から委嘱された者が担当する。
- 4 委員会は、関連する専門組織と自治会からの推薦委員で構成し、任期は当該プロジェクトの発足時から終了時までとする。
- 5 実行委員会は、他組織との協賛や他組織への後援の場合にも適用

できる。

第17条 広報委員会

広報委員会とは、本会の広報誌の編集・発行を担当する組織である。

- 2 委員長は、役員、または会長から委嘱された者が担当する。
- 3 委員は、委員長が推薦し、役員会の承認を得る。

第18条 事務局

事務局は、本会の運営に必要な事務を取り扱う。

- 2 事務局は、第8条で定める事務局長、会計、書記2名、及び幹事で構成する。
- 3 事務局に事務局員を置くことが出来る。

第19条 会計

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

- 2 本会の経費は、枚方市からの助成金、寄付金及び分担金をもって充当する。
- 3 分担金は、構成員、或いは住民に特別に分担を願う費用を言う。

(付 則)

この会則は、平成13年5月19日に制定、施行する。

この会則は、平成18年4月16日より改訂する。

この会則は、平成30年4月22日から施行する。

この会則は、平成31年4月14日から施行する。